

## 令和8年5月定例教育委員会次第

日時： 令和8年5月26日（火）  
午前10時～午前11時30分  
場所： 犬山市役所2階201会議室

### 1. 開会

### 2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

### 3. 付議事件の審議

第8号議案	犬山市教育委員会公印規則の一部改正等について	学校教育課
第9号議案	犬山市立幼稚園条例施行規則の廃止について	子ども未来課
第10号議案	犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について	学校教育課
第11号議案	犬山市教育支援委員会委員の委嘱について	学校教育課
第12号議案	犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について	学校教育課
第13号議案	犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について	学校教育課
第14号議案	犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について	文化推進課
第15号議案	犬山城管理委員会委員の委嘱について	歴史まちづくり課
第16号議案	犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について	歴史まちづくり課

### 4. 通信及び請願

### 5. 協議・連絡

(1)	後援名義使用承認に関する報告	文化推進課	No.1
(2)	6月・7月行事予定表について	学校教育課	No.2
(3)	令和8年度学校四役等一覧表について	学校教育課	No.3
(4)	令和8年度犬山市青少年健全育成講演会について	文化推進課	No.4
(5)	議会の議決を経るべき事件	教育部	No.5
(6)	いじめ防止に向けて	学校教育課	No.6

### 6. 自由討議

### 7. その他

### 8. 閉会

犬山市教育委員会第8号議案

犬山市教育委員会公印規則の一部改正等について

犬山市教育委員会公印規則の一部を改正する等の規則を別紙のように定めるものとする。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、教育委員会の公印について改正するため及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員をして補助執行させるのを解消するため必要があるからである。

犬山市教育委員会公印規則の一部を改正する等の規則

(犬山市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 犬山市教育委員会公印規則(昭和60年教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

幼稚園印	愛知県犬山市立犬山幼稚園之印	21×21	てん書	一般文書用	幼稚園長
	愛知県犬山市立犬山幼稚園之印	45×45	てん書	表彰・褒賞及び卒園証書用	
幼稚園長印	愛知県犬山市立犬山幼稚園長之印	21×21	てん書	一般文書用	
犬山城管理事務所長印	犬山城管理事務所長之印	24×24	れい書	一般文書用	犬山城管理事務所長

を

犬山城管理事務所長印	犬山城管理事務所長之印	24×24	れい書	一般文書用	犬山城管理事務所長
------------	-------------	-------	-----	-------	-----------

に改める。

(犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の廃止)

第2条 犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規

則（令和6年教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和11年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第9号議案

犬山市立幼稚園条例施行規則の廃止について

犬山市立幼稚園条例施行規則（平成27年教育委員会規則第11号）を別紙のように廃止する。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

（説明）

この案を提出するのは、犬山市立犬山幼稚園の現在地での機能を終了し犬山市立丸山子ども未来園に統合するため廃止する必要があるからである。

## 犬山市立幼稚園条例施行規則を廃止する規則

犬山市立幼稚園条例施行規則（平成27年教育委員会規則第11号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、令和11年4月1日から施行する。

犬山市教育委員会第10号議案

犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市学校食育推進委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会  
教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、令和8年度の犬山市学校食育推進委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和8年度 犬山市学校食育推進委員会委員（案）

任期：委嘱日～令和9年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	医師会代表	榑原 吉峰	犬山市医師会代表 榑原こどもクリニック	継続 (7期)
2	薬剤師会代表	間宮 進	犬山市学校薬剤師代表	継続 (3期)
3	保護者代表	松井 愛子	城東中学校PTA会長	新規
4	保護者代表	寺澤 千晴	池野小学校PTA会長	新規
5	学識経験者	小栗 雅子	名古屋経済大学人間生活科学部 管理栄養学科 准教授	新規
6	学校長代表	長谷川 誠	犬山北小学校長	継続 (3期)
7	学校長代表	鈴木 早智	南部中学校長	新規
8	教務主任代表	酒匂 健児	楽田小学校教諭	新規
9	養護教諭代表	河村 麻未	犬山中学校養護教諭	継続 (2期)
10	栄養教諭・学校栄養職員代表	加藤 雅代	楽田小学校栄養教諭	新規
11	栄養教諭・学校栄養職員代表	野内 紗希	城東中学校学校栄養職員	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市学校食育推進委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議する。
- 委員は20人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。
- 犬山市学校食育推進委員会規則に基づき、委員会を設置する。
- 委員会の委員は、医師会代表、薬剤師会代表、学識経験者、学校長代表、保護者代表、教務主任代表、養護教諭代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、関係機関の職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

犬山市教育委員会第11号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会  
教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、令和8年度の犬山市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和8年度犬山市教育支援委員会委員（案）

任期：委嘱の日～令和9年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	医師及び 学識経験者	榊原 吉峰	榊原こどもクリニック	継続 (10期)
2	特別支援学校の職員	吉田 美保	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (3期)
3	児童福祉施設及び児童 相談所の職員	金井 牧仁	溢愛館 施設長	継続 (10期)
4	児童福祉施設及び児童 相談所の職員	牛田 英臣	一宮児童相談センター 児童心理士	新規
5	小学校長 及び中学校長	久本 浩子	犬山市立羽黒小学校長 犬山市小学校長代表	継続 (2期)
6	小学校長 及び中学校長	瀬上 圭太	犬山市立城東中学校長 犬山市中学校長代表	継続 (2期)
7	養護教諭	榊 智子	犬山市立城東中学校 主任養護教諭	新規
8	特別支援学級担当教 諭	山田 佳祐	犬山市立犬山西小学校教諭	新規
9	特別支援学級担当教 諭	金尾 亜生子	犬山市立城東中学校教諭	新規
10	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (7期)
11	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (7期)
12	市職員	渡辺 孝春	家庭児童相談員	継続 (2期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して  
図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は15人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- 委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職  
員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱す  
る。
- 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年3回（7月ごろ、11月ごろ、1月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報収集など

犬山市教育委員会第12号議案

犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市特別支援教育連絡協議会規則第3条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会  
教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、令和8年度の犬山市特別支援教育連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和8年度犬山市特別支援教育連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和9年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	学識経験者	岩田 吉生	愛知教育大学 教授	継続 (9期)
2	特別支援学校の職員	吉田 美保	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (3期)
3	学校関係者	久本 浩子	犬山市立羽黒小学校長 犬山市小学校長代表	継続 (3期)
4	学校関係者	瀬上 圭太	犬山市立城東中学校長 犬山市中学校長代表	新規
5	学校関係者	高木 一樹	犬山市立城東小学校教頭	新規
6	学校関係者	酒匂 健児	犬山市立楽田小学校教務主任	新規
7	学校関係者	中野 正士	犬山市立犬山南小学校校務主任	新規
8	学校関係者	長屋 貴士	犬山市立犬山中学校校務主任	新規
9	学校関係者	河村 麻未	犬山市立犬山中学校養護教諭 (市養護教諭連絡会)	継続 (2期)
10	学校関係者	山田 佳祐	犬山市立犬山西小学校教諭 (市特別支援学級連絡協議会)	新規
11	市職員	酒向 夕夏	犬山幼稚園長	新規
12	市職員	奥谷 雪江	障害者支援課長	継続 (3期)
13	市職員	古田 裕三	健康推進課長	新規
14	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (5期)
15	市職員	千田 憲義	子ども未来センター長	新規
16	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (7期)
17	市職員	梅田 理奈子	学校教育課主幹兼指導室長	新規
18	市職員	森 泰人	学校教育課指導主事	継続 (2期)

1) 設置について

○犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市特別支援教育連絡協議会を設置する。

○教育委員会の諮問に応じ、犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号）第2条の規定により設置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校において学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため必要な事項について協議及び調査する。

○委員は20人（以内）とする。

○委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市特別支援教育連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

○協議会の委員は、学識経験者、学校関係者等に属する者の中から教育委員会が委嘱及び任命する。

○協議会に、委員長、副委員長を置く。

2) 協議会の開催について

○年1回（11月ごろを予定）

○関係機関との連携・協力・情報共有など。

## 犬山市教育委員会第13号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会  
教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、令和8年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和8年度犬山市通学路安全対策連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和9年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	犬山市小中学校PTA連合会会長	松井 愛子	城東中学校PTA会長 (市PTA連合会会長)	新規
2	犬山市小中学校長会副会長	丹羽 孝浩	犬山市立犬山南小学校長 (校長会小学校副会長)	新規
3	犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者	瀬上 圭太	犬山市立城東中学校長 (校長会中学校副会長)	新規
4	犬山市小中学校長会代表	小竹 摩記	犬山市立東部中学校長	新規
5	犬山警察署職員	古野 敬介	犬山警察署生活安全課長	継続 (2期)
6	犬山警察署職員	佐々木 信祐	犬山警察署交通課長	継続 (2期)
7	交通安全協会犬山支部支部長	高矢 勝臣	犬山交通安全協会会長	継続 (2期)
8	犬山扶桑防犯協会会長	稲山 達也	犬山扶桑防犯協会会長	継続 (6期)
9	愛知県一宮建設事務所職員	伊藤 雅史	愛知県一宮建設事務所道路整備課長	新規
10	愛知県一宮建設事務所職員	藤原 英智	愛知県一宮建設事務所維持管理課長	継続 (3期)
11	市職員	吉野 勲	犬山市市民部防災交通課長	継続 (2期)
12	市職員	高橋 秀成	犬山市都市整備部整備課長	継続 (9期)
13	市職員	野木森 茂博	犬山市都市整備部土木管理課長	新規
アドバイザー		磯部 友彦	中部大学工学部都市建設工学科教授	継続 (12期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。
- 児童生徒の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は14人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

○協議会の委員は、犬山市小中学校PTA連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。

○協議会には、会長、副会長を置く。

○協議会は必要に応じて会長が招集する。

○協議会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

2) 委員会の開催について

○年2回（7月ごろ、1月ごろを予定）

○通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

犬山市教育委員会第14号議案

犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則第9条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会  
教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市青少年健全育成推進員を委嘱する必要があるからである。

# 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱目的と役割について

犬山市青少年センター

## 1 委嘱について

保護司、民生児童委員主任児童委員、小中学校PTA会長、小中高等学校生徒指導主事・担当者を教育委員会が委嘱する。

### (1) 目的

地域の青少年の健全育成を図る。

### (2) 役割

青少年健全育成事業の一環として、有害図書自動販売機等の有害環境の発見、地域での街頭パトロールを実施し、青少年の問題行動や非行等の早期発見・早期指導、声掛け等を行なう。

## 2 青少年健全育成事業

青少年の非行防止と健全育成をより効果的に推進するため、県青少年対策の方針及び青少年健全育成県民運動実施要綱に基づき、青少年センターを母体に、次の活動を行う。

### (1) おあしす(あいさつ)運動(年間)

### (2) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

夏期(7月1日～8月31日)、冬期(12月20日～1月10日)

スローガン 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

※夏期と冬期に犬山市青少年健全育成推進員と犬山少年補導委員との合同で啓発活動を犬山駅で実施予定。

### (3) 子ども・若者育成支援県民運動(強調月間11月)

スローガン 「はぐくもう 自分らしく生きる子 愛知の子」

### (4) 「家庭の日」県民運動(強調月間2月)

スローガン 「親と子の 対話がつくる よい家庭」

令和8年度 犬山市青少年健全育成推進員名簿 (60名)

犬山保護区保護司会18名

氏名(敬称略)	
松 本 寛	継続
芹 澤 保 夫	継続
五 島 茂 樹	継続
深 見 公 子	継続
大 澤 渡	継続
鈴 木 一 成	継続
奥 村 由 季 恵	継続
玉 置 幸 哉	継続
今 井 康 弘	継続
山 田 真 也	継続
後 藤 修	継続
森 岡 万 朱 衣	継続
三 浦 知 里	継続
羽 澄 一 乗	継続
小 川 清 美	継続
松 浦 英 幸	継続
鈴 木 敏 之	新規
増 田 修 治	新規

民生児童委員(主任児童委員)11名

氏名(敬称略)	
山 本 智 子	継続
佐 曾 利 吏 佐	新規
長 蔦 貴 栄	継続
早 川 由 季 子	新規
林 す わ 子	継続
大 澤 み ど り	継続
余 語 尚 子	新規
石 田 美 穂 子	新規
杉 本 裕 子	継続
佐 藤 志 の ぶ	新規
新 井 里 恵	継続

犬山市小中学校PTA会長14名

学校名	氏名(敬称略)	
犬山北小学校	永 田 伊 吹	新規
犬山南小学校	若 山 聡	新規
城東小学校	山 本 真 司	新規
今井小学校	奥 村 将 樹	新規
栗栖小学校	江 藤 晋 一	新規
羽黒小学校	森 藤 正 之	継続
楽田小学校	浅 岡 正 視	新規
池野小学校	寺 澤 千 晴	新規
東小学校	山 口 裕 子	新規
犬山西小学校	井 戸 謙 佑	新規
犬山中学校	内 田 真 輔	新規
城東中学校	松 井 愛 子	新規
南部中学校	金 石 英 教	新規
東部中学校	岩 田 悠 貴 子	新規

市内小中高等学校 生徒指導担当者 10名

生徒指導主事 7名

学校名	氏名(敬称略)	
犬山北小学校	鈴 木 悠 平	継続
犬山南小学校	三 島 悠 加	継続
城東小学校	中 村 尚 矢	継続
今井小学校	安 井 亮 博	継続
栗栖小学校	原 田 拓 弥	継続
羽黒小学校	古 市 静	新規
楽田小学校	奥 村 知 史	継続
池野小学校	中 村 祐 槻	新規
東小学校	藤 江 広 樹	継続
犬山西小学校	森 友 邦 夫	継続
犬山中学校	森 洵 也	新規
城東中学校	酒 井 大 樹	新規
南部中学校	伊 藤 春 雄	新規
東部中学校	江 森 優 介	新規
犬山高等学校	吉 野 正 基	継続
犬山高等学校	廣 田 孝 之	継続
犬山総合高等学校	山 中 将 司	継続

任期：令和8年7月10日～令和9年3月31日

犬山市教育委員会第15号議案

犬山城管理委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山城管理委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山城管理委員会委員 名簿 (案)

今回委嘱を予定する委員

任期：委嘱の日～令和9年7月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	岡村千里	犬山市議会議員	犬山市議会民生文教委員会委員長	新規

任期中の委員

任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員長	日比野良太郎	学識経験者	犬山商工会議所名誉会頭	
2	副委員長	赤塚次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会会長	
3	委員	成瀬淳子	犬山城関係者	公益財団法人犬山城白帝文庫理事長	
4	委員	宮田昭男	犬山城関係者	公益財団法人犬山城白帝文庫理事 医療法人宮田眼科名誉理事	
5	委員	大沢秀教	犬山市議会議員	犬山市議会議長	
6	委員	白水正	学識経験者	犬山城白帝文庫歴史文化館館長	
7	委員	服部敦	学識経験者	犬山市景観審議会会長	

(1)設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、国宝犬山城天守及びその付近一帯の管理及び運営に関する事項について調査及び建議するために設置。
- ・委員は犬山城管理委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(2)委員会の開催について

- ・年3回程度開催。
- ・内容は年度ごとの事業や管理状況の報告とそれらに関する建議。

犬山市教育委員会第16号議案

犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について

犬山祭伝承保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和8年5月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山祭伝承保存委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山祭伝承保存委員会委員名簿（案）

（任期：令和8年6月1日～令和10年5月31日）

No.	職名	氏名	委員区分 (規則第2条の該当号)	所属等	備考
1	委員	鬼頭秀明	(1) 学識経験者	文化庁文化審議会専門委員・ 中京大学文学部非常勤講師	継続
2	委員	菊池健策	(1) 学識経験者	元文化庁文化財部伝統文化課主任 文化財調査官	継続
3	委員	入江宣子	(1) 学識経験者	日本民俗音楽学会・ 民俗芸能学会会員	継続
4	委員	藤井健三	(1) 学識経験者	財団法人西陣織物館顧問	継続
5	委員	石樽康彦	(1) 学識経験者	日本ロボット学会会員・ 日本機械学会会員・工学博士	継続
6	委員	岩田敏也	(1) 学識経験者	愛知県文化財保護審議会委員・ 東海工業専門学校講師	継続
7	委員	板津英基	(2) 一般社団法人犬山祭 保存会の理事及び参与	(一社) 犬山祭保存会参与	新規
8	委員	三輪征宏	(2) 一般社団法人犬山祭 保存会の理事及び参与	(一社) 犬山祭保存会常任理事	新規
9	臨時 委員	栗谷和男	(3) その他教育委員会が必要とする者	中本町代表 ※任期：中本町修理事業完了迄	継続

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山祭の車山及び行事の保存、修理等に関する事項について調査及び審議するために設置。
- ・委員は犬山祭伝承保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・全体会議を年2回、専門部会を必要に応じて開催。
- ・内容は、全体会議が事業方針の決定、事業計画の承認、実績報告等、専門部会が高度な専門知識を必要とする調査、検討会議等。